

# 長野県子ども・若者支援総合計画

～夢や希望がかなう、笑顔あふれる未来の実現～

令和5～9年度

令和5年3月

(令和7年3月一部改訂)

長野県



|                                |    |
|--------------------------------|----|
| 目次                             |    |
| は　じ　め　に                        | 2  |
| 第1編　長野県の子ども・若者を取り巻く状況          | 3  |
| 第1章　社会全体の状況                    | 3  |
| (少子化の急速な進行)                    | 3  |
| (貧困の連鎖、格差拡大への懸念)               | 5  |
| (新型コロナウイルス感染症の影響)              | 7  |
| (社会におけるデジタル化の急速な進展)            | 8  |
| (子ども・若者政策を取り巻く変化)              | 8  |
| 第2章　子ども・子育て家庭の状況               | 9  |
| (将来への夢や希望・自己肯定感)               | 9  |
| (生活や授業への理解、新型コロナウイルス感染症による影響)  | 9  |
| (生活への満足度)                      | 10 |
| 第2編　めざす姿                       | 11 |
| 第1章　基本目標                       | 11 |
| 第2章　基本方針                       | 12 |
| 第3章　基本姿勢                       | 13 |
| 第3編　施策の展開                      | 14 |
| 第1章　結婚、妊娠・出産、子育ての希望が実現できる社会づくり | 15 |
| 第1節　就業の支援                      | 15 |
| 第2節　結婚の支援                      | 18 |
| 第3節　妊娠、出産及び子育ての支援              | 21 |
| 第4節　職場環境の整備                    | 28 |
| 第5節　ライフデザイン教育の推進               | 32 |
| 第6節　地域の特性を生かした取組等              | 33 |
| 第7節　社会全体の気運醸成                  | 36 |
| 第2章　誰でも夢や希望に向けてチャレンジできる社会づくり   | 39 |
| 第1節　子どもの貧困対策                   | 39 |
| 第2節　家庭での養育に困難を抱える子どもの支援        | 46 |
| 第3節　いじめへの対応・不登校児童生徒の支援         | 50 |
| 第4節　ニート・ひきこもりの支援               | 55 |
| 第5節　障がいのある子どもの支援               | 58 |
| 第6節　発達障がいの支援                   | 62 |
| 第7節　医療的な配慮を必要とする子どもの支援         | 67 |
| 第8節　子ども・若者のいのちを支える             | 69 |
| 第9節　特に配慮が必要な子どもの支援             | 73 |
| 第3章　健やかに成長、自立できる社会づくり          | 76 |
| 第1節　幼児教育の推進                    | 76 |
| 第2節　心身の健康の基盤づくり                | 78 |
| 第3節　青少年の健全育成                   | 82 |
| 第4節　子どもの性被害防止                  | 85 |
| 第4編　成果指標                       | 87 |
| 用語解説                           | 89 |

「※」の付いた用語は、89 ページ以降の用語解説をご覧ください。

# は じ め に

## 1 策定の趣旨

本県では、平成30年（2018年）3月に子ども・若者施策を横断的かつ一体的にまとめた初めての総合計画として、「長野県子ども・若者支援総合計画」を定め、「子ども・若者の未来の応援」に向けた取組を進めてきました。

その後の長期にわたる新型コロナウイルス感染症の流行や、「VUCA<sup>\*</sup>な時代」といわれる急激で先を見通すことができない社会の変化は、成長の過程において様々な影響を受けやすい子どもと子育て家庭や、経済的に不安定な若者に、これまでにない多大な影響を及ぼしています。

多くの子ども・若者が不安を抱え、様々なつながりの希薄化により孤独・孤立感が高まる中で、自殺や児童虐待、ひきこもり、不登校の増加など子ども・若者が置かれている環境は、より厳しさを増しています。

全ての子ども・若者は、長野県の宝であり、未来を切り拓く主役です。

置かれている様々な環境に応じて、一人ひとりの子ども・若者に寄り添い、コロナ禍からの回復への道筋を示していくとともに、置かれた環境によって夢や希望をあきらめてしまうことがないように、子ども・若者の希望実現や幸福追求を社会全体で支えていく必要があります。

また、新型コロナウイルス感染症の流行による経済的・心理的不安感は、結婚や妊娠・出産により家族を持ちたいという気持ちに影響を及ぼし、少子化が更に加速していくおそれがあります。

急速に進行する少子化に歯止めを掛け、人口減少・超高齢社会に適応した持続可能で活力あふれる社会を実現するため、女性や若者に選ばれるための取組を進めていく必要があります。

この計画は、このような状況を踏まえ、長野県将来世代応援県民会議<sup>\*</sup>、長野県青少年問題協議会<sup>\*</sup>等において検討を重ねるとともに、中学生、高校生、大学生、若者や子育て世代から、直接ご意見をお聴きする中で、結婚・妊娠・出産、幼少期から青年期まで、切れ目なく次代を担う子ども・若者を社会全体で支え、応援するための取組を、概ね2035年の長野県の将来像を展望し、これを実現するための今後5年間の行動計画としてまとめたものです。

その後、令和5年4月にこども基本法が施行され、同年12月にこども大綱が閣議決定されたことから、子ども・若者との意見交換なども踏まえ、こども基本法に基づく「都道府県こども計画」としての位置付けの追加、基本姿勢の見直し、施策内容の追加などの一部改訂を令和7年3月に行いました。

## 2 計画の性格

本計画は、次の計画として位置付けられるものです。

- ・ 長野県総合5か年計画「しあわせ信州創造プラン3.0」における子ども・若者関連施策の個別計画
- ・ 県民の希望をかなえる少子化対策の推進に関する条例に基づく「行動計画」
- ・ 次世代育成支援対策推進法に基づく「都道府県子ども・若者行動計画」
- ・ 子ども・若者育成支援推進法に基づく「都道府県子ども・若者計画」
- ・ 母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「自立促進計画」
- ・ こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく「都道府県こどもの貧困対策計画」
- ・ こども基本法に基づく「都道府県こども計画」

## 3 計画期間

令和5年度（2023年度）を初年度とし、令和9年度（2027年度）を目標年度とする5か年計画を計画期間とします。

## 4 計画の対象となる「子ども・若者」の範囲

この計画の対象となる「子ども・若者」の範囲は、0歳から概ね30歳未満とします。ただし、社会的に困難を有する若者や結婚支援を必要とする若者は、概ね40歳代前半まで対象とします。

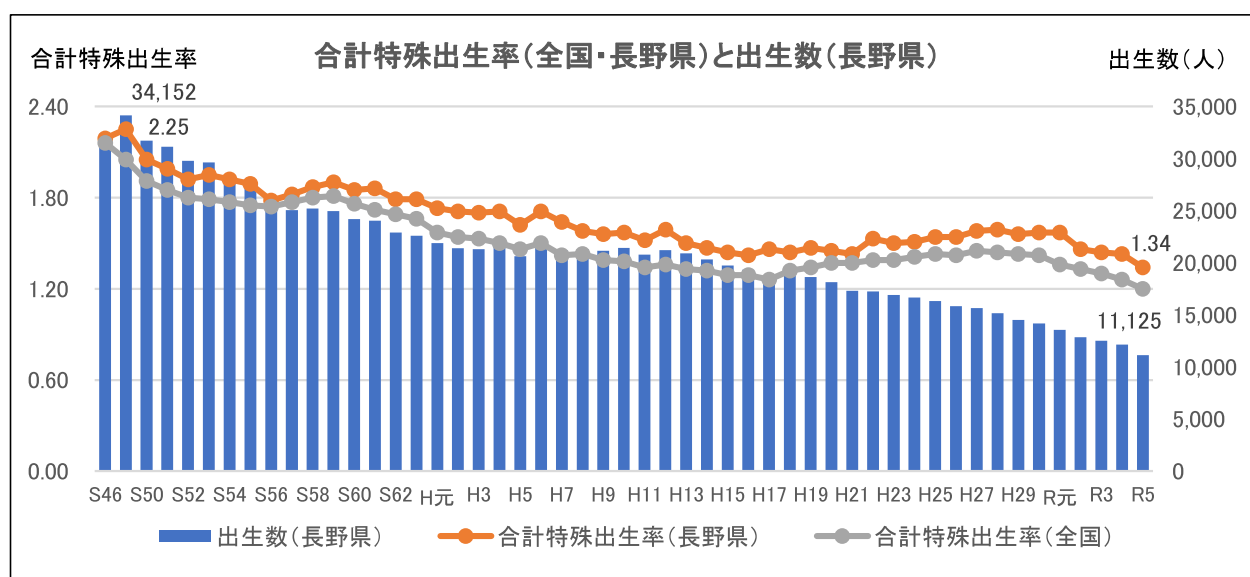


# 第1編 長野県の子ども・若者を取り巻く状況

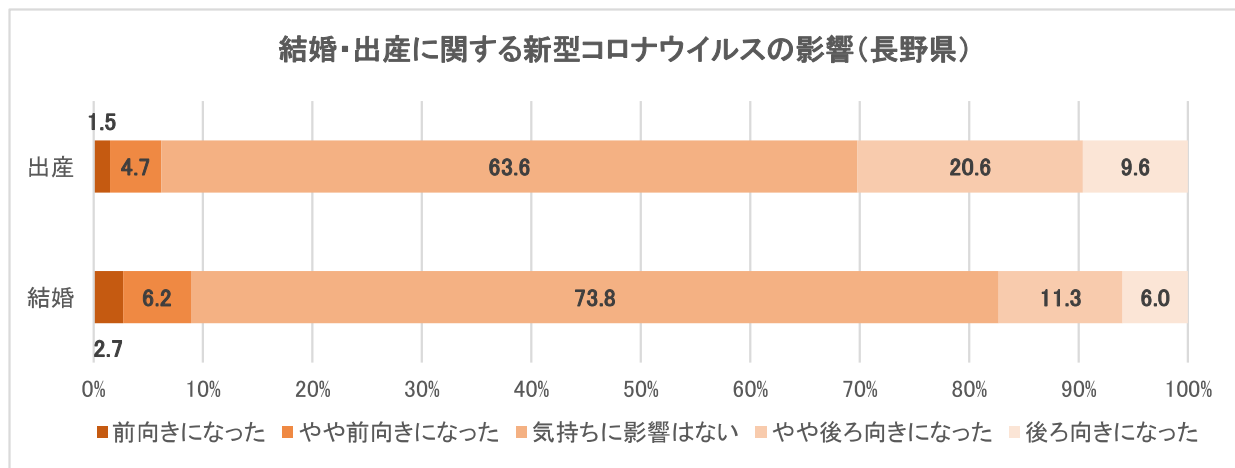
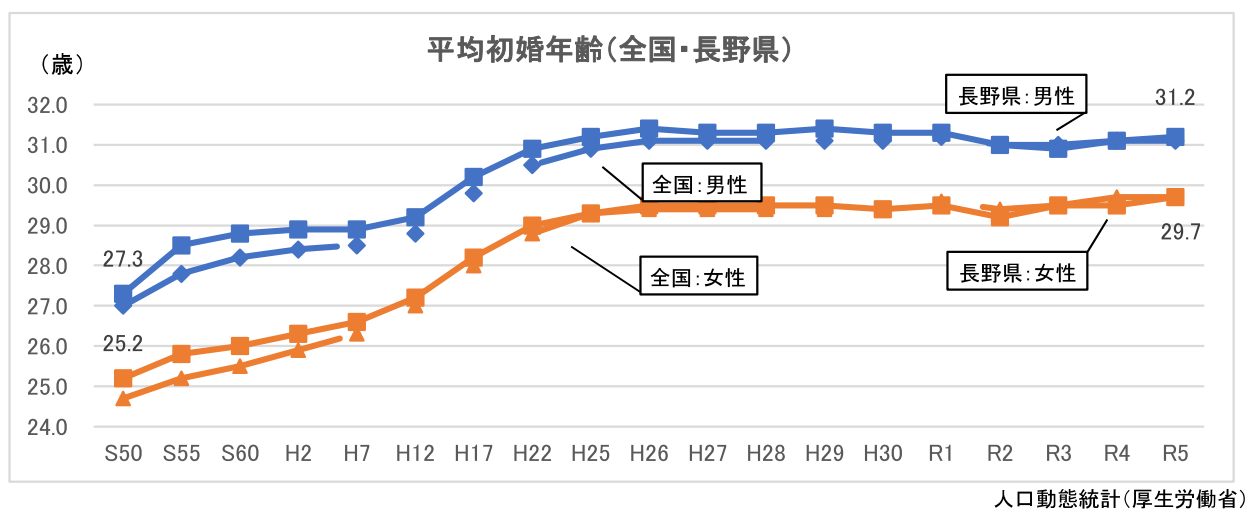
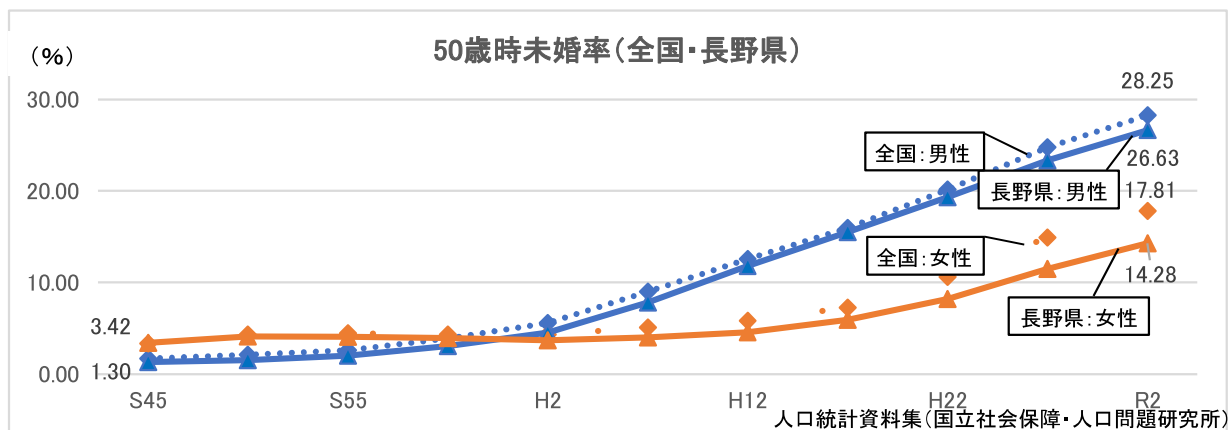
## 第1章 社会全体の状況

### (少子化の急速な進行)

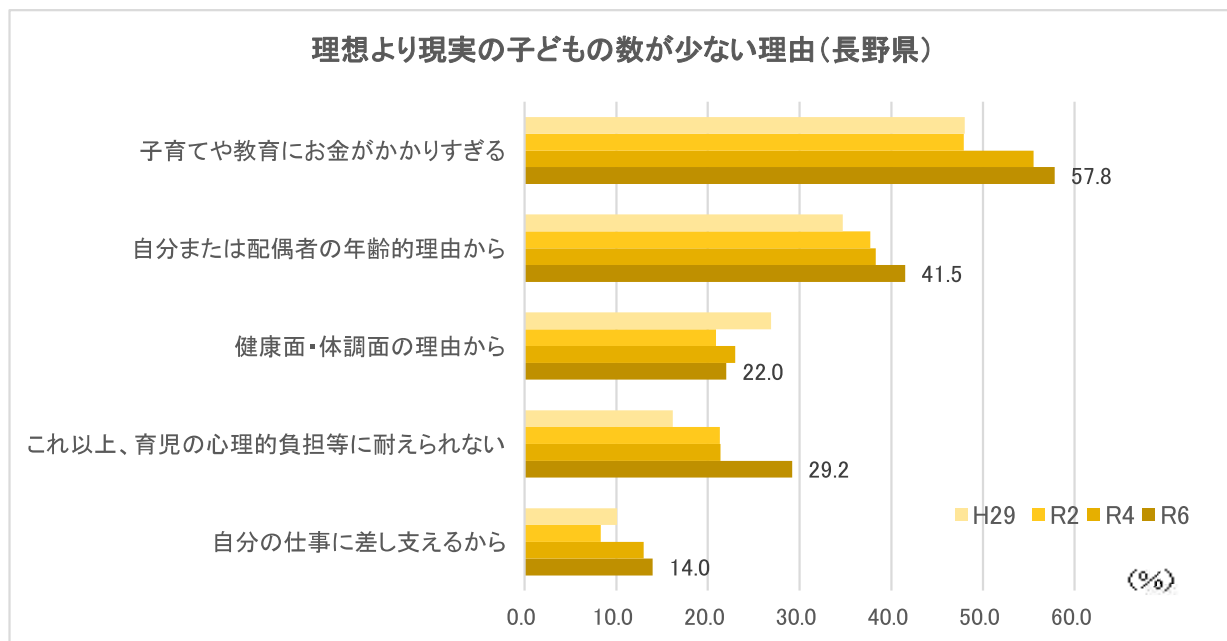
- 全国の合計特殊出生率は、第2次ベビーブーム期（昭和46（1971）～49年（1974年））を含め、ほぼ2.1台で推移していましたが、昭和50年（1975年）に2.0を下回ってから低下傾向となり、平成17年（2005年）には過去最低の1.26まで落ち込みました。その後、平成27年（2015年）には1.45まで上昇したものの、令和5年（2023年）は1.20となり、前年の1.26を0.06ポイント下回っています。
- 長野県の合計特殊出生率は、全国平均を上回るものの、全国と同様に低下傾向が続き、平成16年（2004年）には1.42まで落ち込みました。その後やや回復して横ばいで推移してきたものの、令和4年（2022年）は1.43（前年比▲0.1）、令和5年（2023年）は1.34（都道府県別で第17位）と、4年連続で低下しています。
- 長野県の出生数は、第2次ベビーブーム期の昭和49年（1974年）には約34,000人に達していましたが、その後長期的に減少傾向が続きました。若者の人口が減少していることや、未婚化・晩婚化の進行、新型コロナウイルス感染症流行の影響などにより、出生数の減少に歯止めが掛かっていません。



- 令和2年（2020年）における長野県の生涯未婚率（50歳時点で結婚したことのない人の割合）は、男性26.63%（約4人に1人）、女性14.28%（約7人に1人）で、全国平均を下回るものの、平成27年（2015年）に比べ男性が3.32ポイント、女性が2.78ポイント上昇しており、未婚化が進んでいます。
- 令和5年（2023年）における長野県の平均初婚年齢は、男性31.2歳、女性29.7歳で、全国平均に近く、それぞれ都道府県別で39位、40位と全国の中でも晩婚化が進んでいます。
- 令和5年（2023年）における新型コロナウイルス感染症の影響で結婚や出産に後ろ向きになった又はやや後ろ向きになったという方が、それぞれ17.3%、30.2%おり、更なる少子化が進行する懸念があります。



R5 長野県民の結婚・出産・子育てに関する意識調査(長野県)

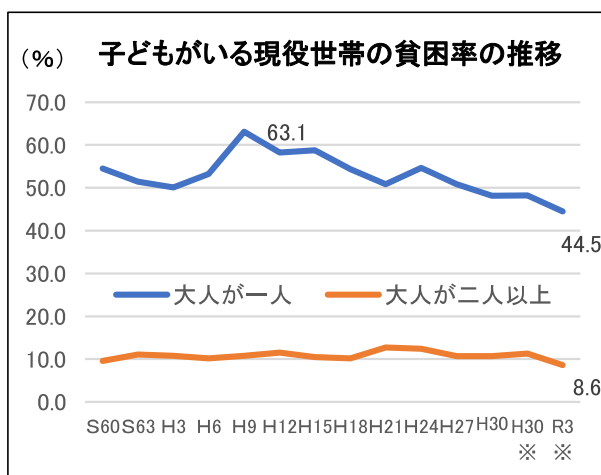
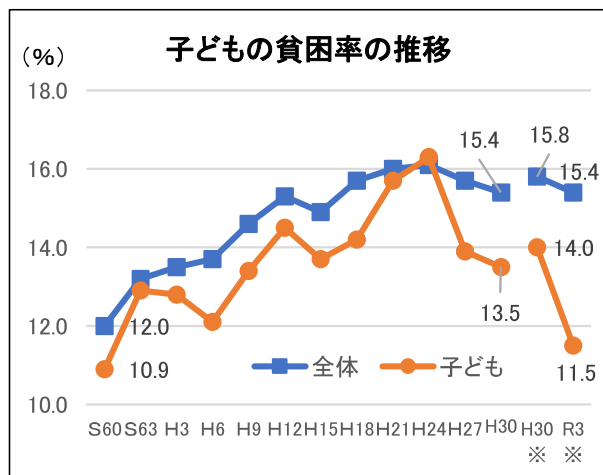


長野県民の結婚・出産・子育てに関する意識調査(長野県)

### (貧困の連鎖、格差拡大への懸念)

- 令和3年(2021年)の全国の貧困線(等価可処分所得の中央値の半分)は127万円で、相対的貧困率(貧困線に満たない世帯員の割合)は15.4%、子どもの貧困率(17歳以下)は11.5%となっており、平成30年(2018年)より0.4ポイント改善しましたが、7人に1人の子どもが相対的貧困<sup>※</sup>の状況にあります。また、世帯構成別に見ると、大人が2人以上の家庭に対し、ひとり親家庭等大人が一人の家庭の相対的貧困率は約5倍となっています。

全国調査とは調査方法が異なるため、単純比較はできませんが、本県の令和4年(2022年)調査による子どもの貧困率は9.7%となっており、10人に1人の子どもが相対的貧困<sup>※</sup>の状況にあります。



※OECD新基準によるもの

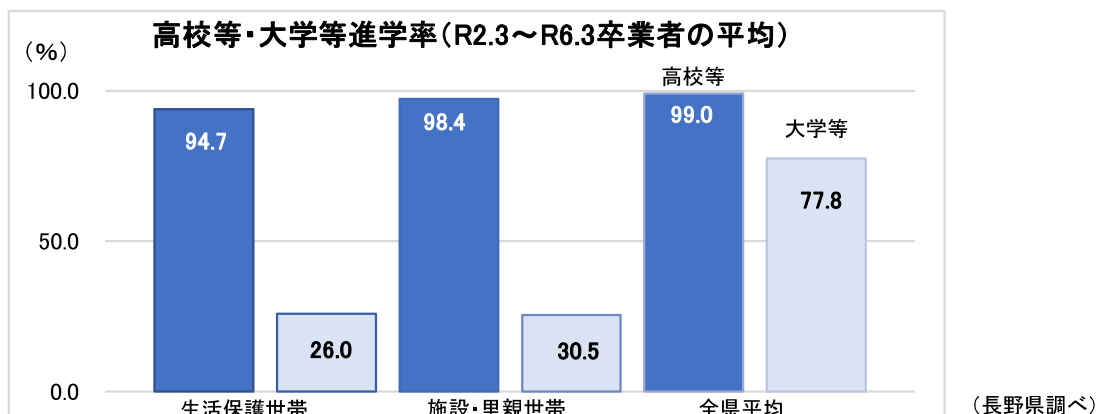
国民生活基礎調査(厚生労働省)

※OECD新基準によるもの

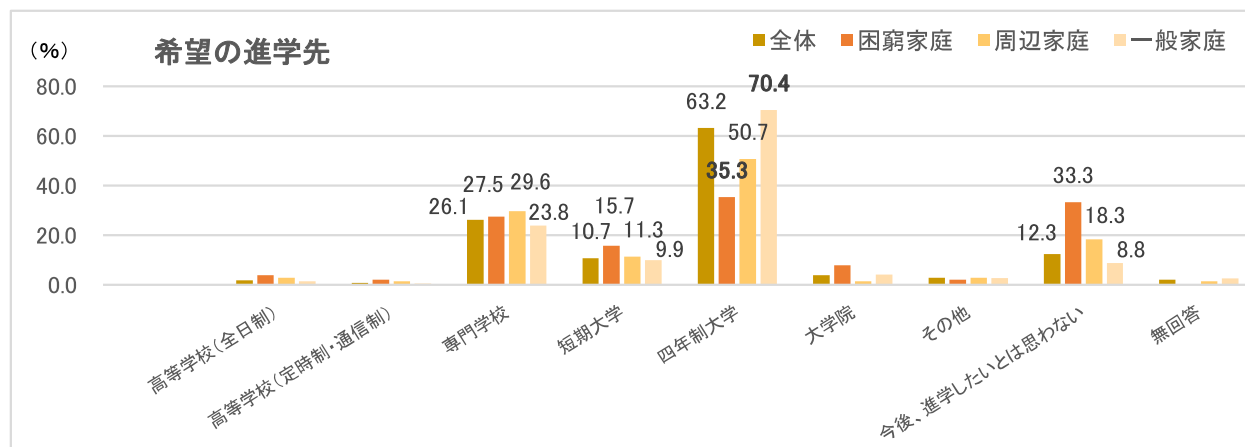
国民生活基礎調査(厚生労働省)

- 急激な円安や資源価格の高騰により、生活に身近な食料品やエネルギーの価格は上昇しており、長野市の令和4年(2022年)10月の消費者物価指数(生鮮食品を除く総合指数)は前年同月比で4.4%上昇し、41年1か月振りの伸びとなっています。生活困窮世帯などの暮らしが、より厳しくなるおそれがあります。

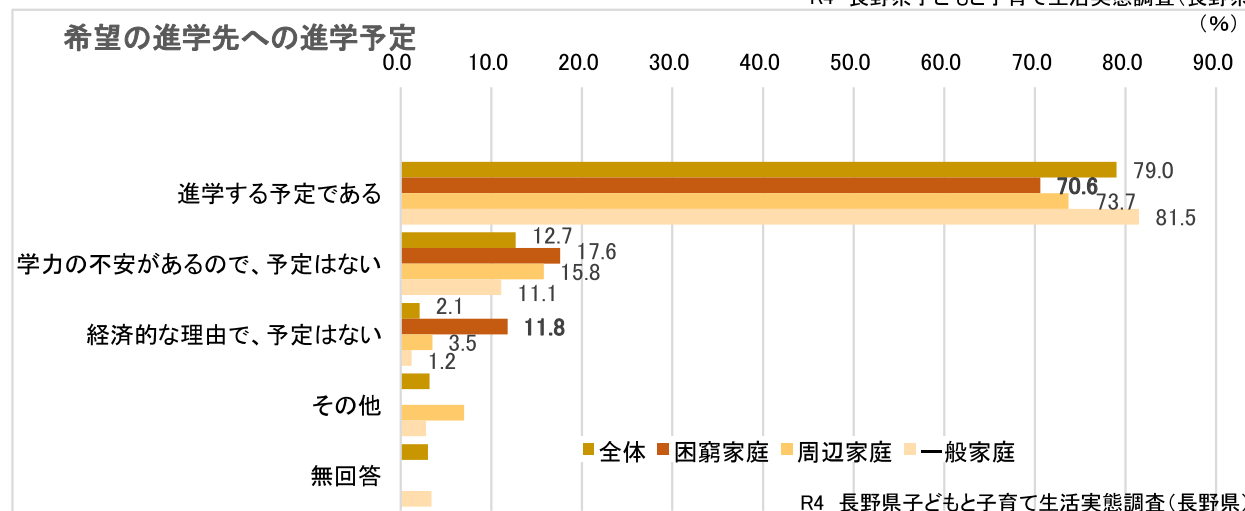
- 生活保護世帯の子どもや施設・里親に措置された子どもは、大学等の高等教育機関への進学率が全県平均と比較して著しく低い状況にあります。



- 四年制大学への進学について、一般家庭の子どもは70.4%が希望している一方、困窮家庭の子どもは約半数の35.3%となり、その差が35.3%（平成29年度（2017年度）29.4%）と大きくなっています。
- 困窮家庭においては、一般家庭に比べて、希望する進学先に進学予定と考えている割合も低く、その理由として「経済的理由で予定がない」が11.8%（平成29年度（2017年度）4.8%）となっており、子どもの貧困が、その後の進学や就職に影響を与え、収入の高い職に就けないことで、次の世代に連鎖していくおそれがあります。



R4 長野県子どもと子育て生活実態調査(長野県)



- 平成9年（1997年）から平成29年（2017年）の20年間で所得分布を比べると、20歳代では150万円未満、30歳代では100～400万円未満の雇用者の割合が全国で増加しており、若い世代が低所得化しており、世帯所得が500万円未満では、子どもを持つ割合が大

きく低減しているように、経済的な理由が少子化に更なる影響を及ぼすおそれがあります。

- 全国的に労働所得の格差は緩やかに低下傾向にありますが、25歳～34歳の所得格差は上昇傾向にあります。

また、パートタイム・有期雇用労働法（平成5年法律第76号）改正の全面施行以降、36.0%の企業では不合理な待遇差への対応が未実施となっており、正規非正規雇用間の格差が未だみられるほか、男女間の雇用形態・勤続年数等の差による所得格差もみられ、その解消が必要です。

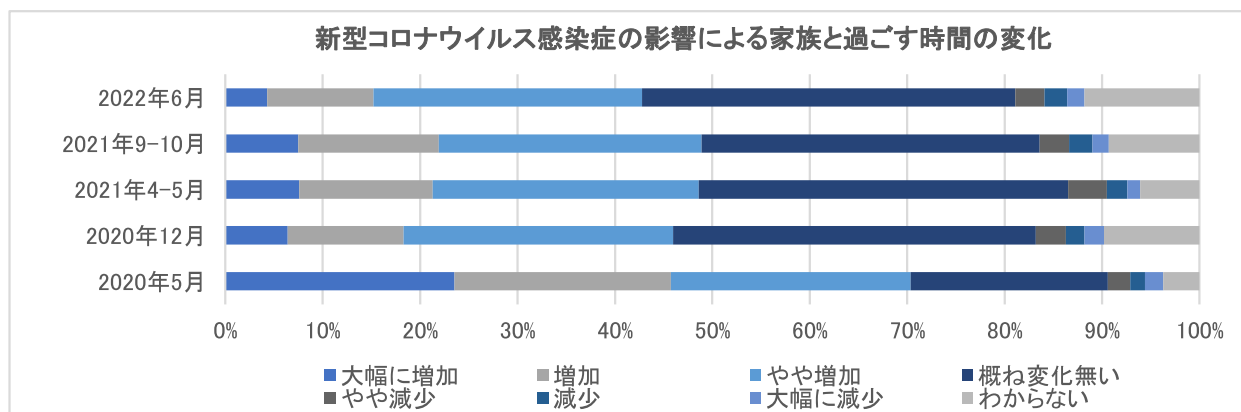
- 障がい者、外国人、性的マイノリティ<sup>※</sup>等に対する偏見や差別、生きづらさがみられ、その解消が課題となっています。

### （新型コロナウイルス感染症の影響）

- 新型コロナウイルス感染症は、これまでの日常生活や学校生活、社会経済活動などを大きく制限し、様々な場面において、多大な影響を及ぼしています。

- 特に成長の過程において様々な影響を受けやすい子どもたちは、日常生活や学校生活の中では、マスクでお互いの表情が分かりづらくなっていることによるコミュニケーション面の不安や、感染症対策による生活の変化によるストレス、悩みを一人で抱えることが多くなっているおそれがあります。

- 家庭の中では、在宅勤務やテレワーク<sup>※</sup>の実施によって、新型コロナウイルス感染症の拡大前（2019年（令和元年）12月前）と比べて、家族と過ごす時間や家事・育児の時間が増えており、多くの方が現在の家族と過ごす時間を保ちたいと考えています。



新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査（内閣府）

- 一方で感染症対策のため、登校・登園できない子どもの世話を不定期で行う必要がある場合などは、家事・育児と仕事の両立における新たな負担が生じるといった影響もあります。

- 新型コロナウイルス感染症は、非正規雇用やサービス業などの影響を受けやすい業種での雇用や労働時間に影響を与え、雇用・収入を一層不安定なものとしているおそれがあります。

## （社会におけるデジタル化の急速な進展）

- あらゆる場面のデジタル化が進み、インターネットを利用することで空間的・時間的・経済的な制約や心身の障がいなどを乗り越え、必要な知識を身に付けたり、世界中の人々とコミュニケーションが取れるようになりました。
- 新型コロナウイルス感染症による学校の休業や外出の自粛の際には、情報通信機器を活用したオンラインによる遠隔授業が多く活用され、情報通信環境（オンライン環境）が様々な活動の新たな場になるなど、その存在感が一層大きくなっています。
- 令和6年度には、県内小学6年生の63.7%、中学3年生の84.5%が、自己所有又は家族との共有によって自分が使えるスマートフォンがあると回答しており、利用の普及や低年齢化が進んでいます<sup>（注1）</sup>。
- 子ども・若者のインターネット利用時間は年々増加し、低年齢化も進んでいます。様々な利点がある反面、深夜までの利用による健康面への影響や、有害情報や虚偽情報の拡散、SNS<sup>\*</sup>に起因する犯罪被害、インターネット上での誹謗中傷やいじめ、ネット依存やゲーム依存など、様々な弊害が生じています。

## （子ども・若者政策を取り巻く変化）

- 長野県では、子ども・若者関連施策に係る総合的な企画、部局横断的な調整等を行う体制を強化するため、令和3年（2021年）4月に「こども若者局」を設置しました。
- 令和3年（2021年）の出生数が過去最少を記録するなど、新型コロナウイルス感染症の影響により少子化の進行が加速しており、地域社会の持続可能な発展に対する大きな脅威となっていることから、地域社会が総力を挙げて少子化対策を推進するため、長野県議会の提案により、「県民の希望をかなえる少子化対策の推進に関する条例」が、令和4年（2022年）3月に制定されました。
- 県と77の県内市町村では、「県民の希望をかなえる少子化対策の推進に関する条例」の制定と足並みを揃え、令和4年（2022年）3月に、「女性や若者が暮らしたくなる信州づくり」、「若者の出会いや結婚の希望の実現」、「子どもを生み、育てる世代の安心と幸せの実現」を柱として、令和4年度（2022年度）から令和6年度（2024年度）にかけて集中的に取り組む施策の方向性を「若者・子育て世代応援プロジェクト」として取りまとめるとともに、長野県知事、長野県市長会長、長野県町村会長の3者が、若者・子育て世代を応援するための施策を共に推進していくことを共同で宣言しました。  
さらに、令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）にかけて出会いや結婚、子育てまで、ライフステージに応じた支援の更なる充実に取り組んでいくため、令和6年3月に、「若者・子育て世代応援プロジェクト（改訂版）」を取りまとめました。  
この計画の施策の展開において、「若者・子育て世代応援プロジェクト」で取りまとめた施策を定めています。
- 令和4年（2022年）6月に「こども基本法」が制定され、令和5年（2023年）4月に施行されました。同年12月には「こども大綱」が閣議決定されました。  
次代の社会を担う全ての子どもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、子どもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、子ども施策を総合的に推進することが求められています。

○ また、同法に基づき、全ての子どもについて、年齢及び発達の程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会を確保することが求められています。

○ 令和5年（2023年）4月に「こども家庭庁」が設置されました。

子どもが自立した個人として等しく健やかに成長することのできる社会の実現に向け、子ども及び子どものある家庭の福祉の増進及び保健の向上その他の子どもの健やかな成長及び子どものある家庭における子育てに対する支援並びに子どもの権利利益の擁護に関する事務などを担うものであり、県においても連携して、子ども政策の総合的な推進を図っていく必要があります。

## 第2章 子ども・子育て家庭の状況<sup>（注2）</sup> （将来への夢や希望・自己肯定感）

○ 将来の夢・なりたい職業が「ある」子どもの割合は、学年が上がるにつれて少なくなっており、5年前の調査より低下

将来の夢・なりたい職業の有無について、「ある」が67.0%（平成29年度（2017年度）72.7%）、「ない」が32.2%（平成29年度（2017年度）26.1%）となり、「ある」と回答した割合は、学年別で小学5年生では77.8%、中学2年生では60.0%、16・17歳は60.7%となっています。

○ 学年が上がるにつれ自己肯定感が低下する傾向がみられ、困窮家庭は、一般家庭や周辺家庭よりも低い傾向

自己肯定感に関する項目については、どの項目においても学年が上がるにつれ、肯定的な回答割合が少なくなる傾向がみられました。

また、いずれの項目についても、全体として、困窮家庭の「とても思う」の回答割合は、一般家庭や周辺家庭よりも低くなっています。

「とても思う」の回答割合

|                |          |          |              |
|----------------|----------|----------|--------------|
| 「自分の将来が楽しみだ」   | 小5：51.4% | 中2：25.5% | 16・17歳：21.9% |
| 「頑張れば、報われると思う」 | 小5：43.4% | 中2：36.1% | 16・17歳：27.2% |
| 「自分のことが好きだ」    | 小5：31.4% | 中2：19.0% | 16・17歳：16.4% |
| 「自分は価値のある人間だ」  | 小5：27.8% | 中2：20.8% | 16・17歳：17.3% |

## （生活や授業への理解、新型コロナウイルス感染症による影響）

○ 生活や授業理解度の面で、困窮家庭と一般家庭、周辺家庭に格差。新型コロナウイルス感染症の影響により格差が拡大するおそれ

現在の暮らしの状況について「苦しい」と回答した割合は一般家庭では22.2%であるのに対し、困窮家庭で88.5%となっており、また、過去1年間に「食料が買えなかった経験」や「衣類が買えなかった経験」がある困窮家庭は、7割以上と高い割合となっています。

家電製品、子ども用品など15品目について経済的理由のために世帯にないものについて、一般家庭では「あてはまるものはない」が7割だったのに対し、困窮家庭では多数の項目で世帯にないものがあると回答しています。

新型コロナウイルス感染症の影響による「世帯全体の収入の変化」について「減った」と回答した割合は、一般家庭で19.3%に対し、周辺家庭で36.3%、困窮家庭で半数以上の54.9%

となっており、生活の格差が更に拡大するおそれがあります。

また、保護者への調査では、新型コロナウイルス感染症の影響により「あなた自身がイライラや不安を感じたり、気分が沈むこと」について「増えた」と回答した割合は、一般家庭が 28.0% に対し、周辺家庭で 46.3%、困窮家庭で 56.2% となっており、家計だけでなく、精神面でも半数以上の困窮家庭の家庭に影響を及ぼしています。

**○ 授業への理解度は困窮家庭が一般家庭や周辺家庭よりも低い傾向があり、新型コロナウイルス感染症の影響により理解度の格差が拡大するおそれ**

授業の理解度については、全体として「わからない」が 30.5% となっている一方、困窮家庭では 52.7% となっており、貧困が学習理解にも影響を及ぼしていることが考えられます。

新型コロナウイルス感染症の拡大による変化として「学校の授業が分からないと感ずること」について「増えた」と回答した割合は、一般家庭で 19.6% に対し、周辺家庭で 27.4%、困窮家庭で 35.6% となっており、新型コロナウイルス感染症の影響により、授業理解度の格差が更に拡大するおそれがあります。

**（生活への満足度）**

生活の満足度について、「6～10」（満足度が高い方の回答）に該当する割合は、一般家庭では 74.1% であったのに対し、困窮家庭で 29.0% となっており、困窮家庭ほど満足度が低くなっています。

---

**【参考文献】**

（注 1）令和 6 年度情報端末とのよりよいかかわりに向けたアンケート（長野県実施）参照

（注 2）令和 4 年度長野県子どもと子育て生活実態調査（長野県実施）参照



## 第2編 めざす姿

### 第1章 基本目標

子ども・若者を取り巻く状況などを踏まえた上で、社会全体で子ども・若者を支えていくための基本目標を次のとおり掲げます。

|             |                             |
|-------------|-----------------------------|
| <b>基本目標</b> | <b>夢や希望がかなう、笑顔あふれる未来の実現</b> |
|-------------|-----------------------------|

#### 夢や希望がかなう

・日々の暮らしや、進学や就職、結婚や出産、子育てなどの各段階において、こうありたいと想う夢や希望は、子ども・若者一人ひとりのみならず、長野県が、未来を切り拓いていく原動力となるものです。

一方で、子どもたちの約2割が頑張れば報われると思えず、若者が持ちたい理想の子ども数を持つ予定がないというアンケート結果からは、夢や希望を持つこと自体をあきらめてしまっている多くの子ども・若者がいることが伺えます。

・置かれている環境にかかわらず、誰もが夢や希望を持ち、挑戦できるとともに、かなえることができるように、社会全体で子ども・若者を応援していきます。

#### 笑顔あふれる

・物質的にも、精神的にも豊かな社会の中で、しあわせを実感できることが、子ども・若者の笑顔へとつながっていきます。

・新型コロナウイルス感染症の流行や国際情勢の激変による物価高騰などが、子ども・若者の心身や、取り巻く社会経済環境に大きな影響を及ぼしている中、一人ひとりに寄り添い、支えていくことで、身体的、精神的、社会的にも満たされた状態をめざしていきます。

## 第2章 基本方針

本計画では、基本目標の達成に向けて、次の3つの基本方針のもと、施策を展開します。

### 1 結婚、妊娠・出産、子育ての希望が実現できる社会づくり

- 結婚・出産・子育てに関する経済的負担の軽減や、仕事と子育ての両立の実現により、女性・若者・子育て世代の希望が実現し、安心して生活できることで、出生数の減少に歯止めが掛かっている。
- 若者や子育て世代が、長野県で暮らしたい、暮らしてよかったと実感し、家族を持つ選択、仕事や子育てをする選択をしている。

### 2 誰でも夢や希望に向けてチャレンジできる社会づくり

- 経済状況や、疾病や障がいの有無、性別や国籍の有無など置かれた環境にかかわらず、誰もが等しくその存在を認められ、自らの可能性に何度でも挑戦でき、自分らしく生きることができる。
- 困難に直面したとき、ライフステージに応じて切れ目なく包括的な相談・支援を受けられることにより、誰もが夢や希望を持って生きることができ、困難の連鎖が解消されている。

### 3 健やかに成長、自立できる社会づくり

- 全ての子ども・若者が、かけがえのない時期を心身ともに健やかに過ごすことができ、絶え間ない変化の時代において、しあわせに、成長していくことができる。
- 子ども・若者の意見表明や社会参画の機会が確保されるとともに、一人ひとり異なる個性や可能性を伸ばすことができ、未来を切り拓く自立して生きる力が育まれている。

### 第3章 基本姿勢

次代を担う子ども・若者を切れ目なく社会全体で支え、応援する観点から、基本目標の達成に向けて、次の3つの共通理念を、全ての子ども・若者施策を推進する上での基本姿勢として掲げます。

#### 1 「子ども・若者起点」の実現

子ども・若者を権利の主体として認識し、個人として尊重するとともに、その基本的人権を保障し、子ども・若者の今とこれからの最善の利益を図るよう取り組みます。

子どもや若者の各ライフステージに応じて切れ目なく対応し、全ての子ども・若者が幸せな状態で成長できるよう取り組みます。

多様な価値観・考え方を前提とした、若い世代の描くライフデザインの希望実現を目指します。

若い世代の視点に立って、その思いに寄り添った結婚、子育てに関する施策に取り組みます。

#### 2 「意見反映」の実現

県の取組を、子ども・若者にとって分かり易く、入手し易い方法でタイムリーに発信するとともに、年齢や発達の段階に応じて意見を表明する機会を、施策の策定、実施及び評価の各段階において必ず確保することにより、子ども・若者の意見を施策へ反映します。

#### 3 「共創」の実現

変化が急激で先を見通すことができない社会の中で、若い世代の生活の基盤の安定を図る支援を実施するため、市町村や国との連携を強化するとともに、経済界、民間団体等と一体となって取り組みます。

子ども・若者が年齢や発達の段階に応じて、多様な社会的活動に参画する機会の創出に取り組みます。

### 第3編 施策の展開

#### 基本目標 「夢や希望がかなう、笑顔あふれる未来の実現」

##### I 結婚、妊娠・出産、子育ての希望 が実現できる社会づくり

- 1 就業の支援
- 2 結婚の支援
- 3 妊娠、出産及び子育ての支援
- 4 職場環境の整備
- 5 ライフデザイン教育の推進
- 6 地域の特性を生かした取組等
- 7 社会全体の気運醸成

##### II 誰でも夢や希望に向けて チャレンジできる社会づくり

- 1 子どもの貧困対策
- 2 家庭での養育に困難を抱える子どもの支援
- 3 いじめへの対応・不登校児童生徒の支援
- 4 ニート・ひきこもりの支援
- 5 障がいのある子どもの支援
- 6 発達障がいの支援
- 7 医療的な配慮を必要とする子どもの支援
- 8 子ども・若者のいのちを支える
- 9 特に配慮が必要な子どもの支援

##### III 健やかに成長、自立できる 社会づくり

- 1 幼児教育の推進
- 2 心身の健康の基盤づくり
- 3 青少年の健全育成
- 4 子どもの性被害防止

## 第1章 結婚・妊娠・出産、子育ての希望が実現できる社会づくり

### 第1節 就業の支援

#### 1 現状と課題

- 企業の若年労働力の確保のニーズは高まっていますが、新規高卒・大卒就職者の約3人に1人が3年以内に離職しています。就労の前段階で、職業観の醸成、企業への理解を促進する必要があります。
- 若者層の非正規比率は減少傾向にあるものの、正社員と非正社員の間には賃金格差があります。  
長引く新型コロナウイルス感染症の影響により雇用情勢が不安定な中、公正な待遇や能力開発の機会の確保などに取り組む必要があります。
- 県内公立高校卒業生の県内就職率は9割を超える高い水準にあるものの、県内大学卒業生の県内就職率は5割程度で、ほぼ横ばいに推移しています。
- 県内出身学生のUターン就職率は、近年減少傾向にあったものの令和3年（2021年）3月卒は、男女ともに前年を上回りました。  
新型コロナウイルス感染症の影響によるテレワーク<sup>※</sup>やワーケーション<sup>※</sup>など働き方の変化や、働く場所に関する意識の変化や、新型コロナウイルスの感染拡大で採用を控えていた企業の採用動向などを捉え、若者の県内就職を促進していくことが必要です。

#### 2 施策の方向性

- 地域社会や企業の活力維持のため、若年労働者の確保が重要であることから、若者の就労拡大のための取組を進めるとともに、職場体験・就業体験活動を充実します。
- 早期離職防止のため、高校・企業間で就職学生情報を共有します。
- 職業理解を深め、将来自分が働くイメージを持てるよう、学生のインターンシップ<sup>※</sup>の実施を促進します。
- 産業界が求める技術・技能の習得に加え、職業人としての基礎能力も高い産業人材を育成します。
- 若者の正規雇用を促進するため、正規雇用に向けた就業相談、職業紹介等を行います。
- 県内外の学生や若者に対して、県内企業の魅力や信州で働く魅力の理解促進を図り、県内企業での就職を促進します。

#### 3 施策の展開

##### 1 若者の雇用・就労促進、労働力確保

- ・多くの学生に県内企業の魅力を知ってもらえるよう、学生インターンシップ<sup>※</sup>の支援に取り組みます。（県民の学び支援課）
- ・Uターン就職促進協定校との連携やインターンシップ<sup>※</sup>参加費用の助成等により、県外の大學生等の県内でのインターンシップ<sup>※</sup>推進体制の整備を行います。（労働雇用課）
- ・ジョブカフェ信州における能力や適性等に応じたコンサルティングや就業支援セミナー等の実施により、若者の就業を支援していきます。（労働雇用課）
- ・求職中の若者や、育児や介護等の事情がある求職者を対象に、デジタルスキルを学べるオンラインの職業訓練から就職のマッチングまで一貫して支援し、成長が期待されるデジタル分野

への労働移動を後押しします。（産業人材育成課）

## 2 人材育成

・グローバルな視野を持ち地域に貢献するリーダーを育成するため、長野県立大学・同大学院における教育研究活動等に必要な運営費を支援します。（県民の学び支援課）

・看護大学及び須坂看護専門学校において、質の高い看護職員の養成を行います。（医師・看護人材確保対策課）

・福祉大学校において、志を持った意欲の高い学生を確保し、地域福祉の向上に貢献する質の高い保育士及び介護福祉士を養成します。（地域福祉課）

・工科短期大学校の「デジタル人材育成拠点」としての機能強化や、地域企業及び高等学校との連携による5か年の教育モデル（信州P-T E C H）等の取組により、デジタル分野の先端技術を、現場に応用できる人材を育成します。（産業人材育成課）

・技術専門校において、若者や求職者を対象に職業訓練を実施することにより、地域産業の担い手となる人材を育成します。（産業人材育成課）

・林業大学校において、林業の専門的知識・技術を身に付け、今後の地域や林業界を支える人材を育成します。（信州の木活用課）

・農業大学校において、社会情勢等を踏まえたより魅力ある実践的なカリキュラムの構築を進め、農業技術の高度化、経営の専門化に対応できる知識と技術を兼ね備えた地域農業を担う人材を養成します。（農業技術課）

・就農相談活動等により、就農を支援するとともに、里親農業者等のもとの新規就農里親研修を実施し、参入者の確保・定着を推進します。（農村振興課）

・県内高等教育機関の魅力の向上及びグローバル人材の育成を図るため、産業界と県が連携して県内大学生を対象とした海外インターンシップ\*を実施します。（県民の学び支援課）

・高校生や大学生が、長野県の基幹産業である製造業等の理工系分野について理解を深める機会を創出します。（県民の学び支援課）

## 3 職場環境の改善による職場定着の促進

・企業に対し、国の支援策に関する情報提供や関係法令の改正に対応するための相談支援、制度周知、働き掛け等を行うことにより、働き方改革を推進します。（労働雇用課）

・誰もが活き活きと働くことができる職場環境づくりに先進的に取り組み実践する企業を「職場いきいきアドバンスカンパニー」として認証し、広く発信することで、求職者等から選ばれる職場環境づくりを推進します。（労働雇用課）

・男性も女性も安心して働くことができ、若い世代の結婚、出産、子育ての希望が実現できる子育て安心県を実現するため、「女性から選ばれる長野県を目指すリーダーの会\*」の活動を通じた組織トップの意識改革を促進するとともに、職場における「イクボス・温かボス」を推進します。（人権・男女共同参画課、次世代サポート課）

## 4 安定就労の促進

・職場環境改善アドバイザーの企業訪問等により、短時間正社員など多様な働き方制度の導入や同一労働同一賃金、非正規から正規への転換など処遇改善の取組を支援し、誰もが活き活きと働くことができる職場環境づくりを推進します。（労働雇用課）

・ジョブカフェ信州における能力や適性等に応じたコンサルティングや就業支援セミナー等の実施により、若者の正社員としての就業を支援していきます。（労働雇用課）

・新規学卒者の県内就職を促進するため、県外学生に対するインターンシップ\*フェアや就活

支援ポータルサイトを通じて学生の県内企業でのインターンシップ\*実施を促進するとともに、インターンシップ\*参加費の補助により学生の金銭的な負担を軽減させ、県内企業と学生のマッチングを図っていきます。(労働雇用課)

- ・オンラインでの相談やセミナーを活用し、県内外の学生の県内就職を支援します。(労働雇用課)

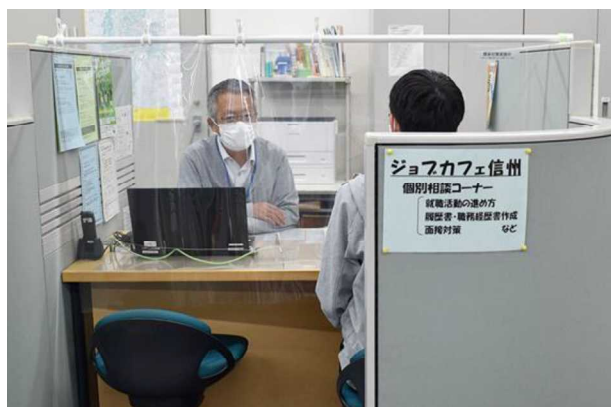
- ・求職者を対象に、保育士、介護福祉士、基本情報技術者などの資格取得に向けた多様な職業訓練を、民間教育訓練機関等と連携して実施することにより、安定就職を促進します。(産業人材育成課)

- ・女性を対象にデジタル分野の知識を習得するための環境を整備し、女性のデジタル分野への労働移動を促進するとともに就業機会を創出します。(産業人材育成課)

- ・求職中の若者や、育児や介護等の事情がある求職者を対象に、デジタルスキルを学べるオンラインの職業訓練から就職のマッチングまで一貫して支援し、成長が期待されるデジタル分野への労働移動を後押しします。(産業人材育成課)

- ・林業就業希望者に対し、一般財団法人長野県林業労働財団\*と連携した共同就職説明会を開催し、就業情報の提供や就業相談、就業希望者と既就業者との交流機会の創出等に取り組みます。(信州の木活用課)

- ・就農相談活動等により、就農を支援するとともに、里親農業者等のもとの新規就農里親研修を実施し、参入者の確保・定着を推進します。(農村振興課)



(ジョブカフェ信州の個別相談の様子)

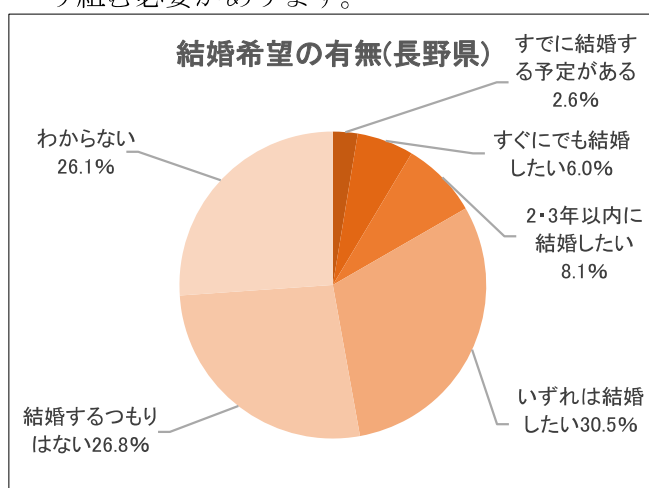


(工科短期大学校における信州P-TECHの様子)

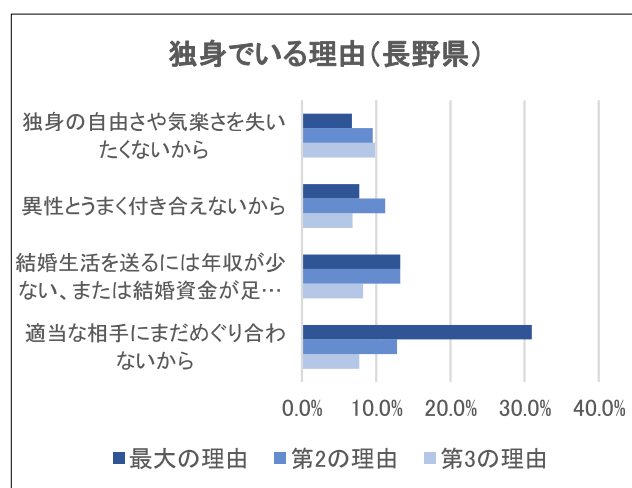
## 第2節 結婚の支援

### 1 現状と課題

- 未婚化・晩婚化が進行する一方で、未婚者の約7割が結婚を希望していますが、この5年間で男女ともに結婚を希望する割合が約1割減となっており、特に40代男性や30代女性は1割以上の大幅な減少となっています。
- 結婚を希望する者が独身でいる理由は、適当な相手にめぐり会わないことが最も大きな理由となっており、その内容として、独身の異性との出会いの機会がないことを挙げる方が増加傾向となっています。  
新型コロナウイルス感染症の影響により、出会いの機会が減少していることが要因として考えられますが、インターネットやSNS\*を通じた出会いが増加していることもあり、多様な出会いの機会を創出していく必要があります。
- 結婚を希望する割合は高収入や正規雇用の者ほど高い傾向があり、経済的な不安感が結婚に影響を与えていることが考えられます。  
また、新型コロナウイルス感染症の影響により約2割の方が結婚に対して後ろ向きになり、その最大の理由として経済的な不安感を挙げています。  
このような状況を踏まえ、結婚に伴う経済的負担軽減や、若者の雇用安定、所得向上に取り組む必要があります。



R6 長野県民の結婚・出産・子育てに関する意識調査(長野県)



R6 長野県民の結婚・出産・子育てに関する意識調査(長野県)

### 2 施策の方向性

- 市町村、関係団体等と連携して、結婚を望む者の希望がかなうよう、最新の科学技術の活用その他の方法により、出会いの場の提供、相談体制の充実、情報の提供等必要な支援を行います。
- 恋愛結婚を希望する人、お見合い結婚を希望する人、それぞれのニーズに応じた多様な出会いを創出し、若者の結婚の希望をかなえるための支援を行います。
- 結婚を希望する若者や、出会いや結婚に一步を踏み出せない方の気持ちに寄り添い、経済的・心理的な不安感の解消に努めます。
- 長野県婚活支援センター\*を中心とした市町村等の公的結婚相談所の全県的なネットワークの強化、企業や地域における結婚支援の取組の活性化により、県全体の結婚支援機能を更に高めます。
- 若い頃から結婚に対する前向きな意識を持ち、自分のライフプランを自律的に考える機会を提供するとともに、若者の雇用安定、所得向上を図ります。



### 3 施策の展開

#### 1 結婚支援体制の強化

- ・結婚を希望する若者を総合的に支援するため、長野県婚活支援センター\*や市町村の公的結婚相談所を拠点として、県内の結婚支援体制の連携を強化するとともに、企業や地域における結婚支援の取組の活性化を図ります。（次世代サポート課）
- ・県と県内市町村による結婚応援協議会を通じて、県と市町村の連携体制の強化を図り、県・市町村が一体となって結婚新生活等への支援を推進します。（次世代サポート課）
- ・新婚夫婦等に割引など様々な優待サービスを提供する「ながの結婚応援パスポート」の協賛店舗拡大を図るとともに、電子化により利便性を高め、社会全体で結婚を応援する気運を醸成します。（次世代サポート課）

#### 2 自然な出会いの機会の提供

- ・結婚、出産、子育ての支援情報に関するポータルサイト「チアフルながの」を活用し、婚活に役立つ各種情報を一元的に提供します。（次世代サポート課）
- ・県と県内市町村による結婚応援協議会における好事例の横展開等を通じて、市町村における異性との出会いの機会や、コミュニケーション能力の向上等をテーマとするセミナーの充実を図ります。（次世代サポート課）
- ・出会いや結婚に積極的な一歩を踏み出せない方に対して、気持ちに寄り添う形で意識と行動の変容を促していくための支援に取り組んでいきます。（次世代サポート課）
- ・日常的に独身の異性と出会う機会が少ない業種間の出会いを支援するため、グループ単位の交流の促進や、参加しやすいワークショップやセミナーの開催等により、広域的な出会いの機会を創出していきます。（次世代サポート課）
- ・県外の女性や若者に対して、長野県で「暮らす」「働く」魅力を積極的にPRするとともに、市町村と連携して県内外での出会いの機会を提供することにより、「移住×婚活」を支援します。（次世代サポート課）
- ・従来の婚活イベントが苦手な方、控えめな方でも、何処からでも気軽に対話と出会いにアクセスできるよう、メタバースによる仮想空間を活用した新たな出会いの場の創出に取り組みます。（次世代サポート課）



(Nagano Local Match —移住×婚活— ゲストトーク)

#### 3 お見合い支援の強化

- ・公的結婚相談所の相談員のレベルアップ研修等により、相談体制の強化を図ります。（次世代サポート課）
- ・AI\*マッチング、スマートフォンに対応した「ながの結婚マッチングシステム（公的結婚

相談所等における登録を通じて相手方を紹介するサービス)」の利用拡大に向けて、県民や企業等に対するPRを強化するとともに、利用できる公的結婚相談所等を拡大し、県内のどこに住んでいても、誰もがシステムを利用できるようにします。(次世代サポート課)

・若者の婚活を支援する「婚活サポーター※」の拡大を図るとともに、婚活サポーター※のレベルアップ研修等により活動を支援します。(次世代サポート課)

・市町村が実施する独身の子どもを持つ親を対象としたセミナー・相談会の開催を支援するとともに、社内婚活サポーター※設置企業への情報提供等により企業の結婚支援の取組を促進し、未婚者を取り巻く関係者の支援力の向上に取り組めます。(次世代サポート課)

## 長野県の新婚夫婦・結婚を予定しているカップルを応援！！

### ～ながの結婚応援パスポート～

「ながの結婚応援パスポート」は新婚夫婦・結婚予定のカップルを応援するため、協賛店舗のご協力を得て令和4年度に開始した事業です。

結婚を応援するお店(協賛店舗・企業等)に“ennpass(エンパス)”を提示することで、料金の割引やプレゼントなど、様々な特典サービスを受けることができます。

協賛店舗は「チアフルながの」からご検索ください。



#### 【利用対象者】

- 新婚夫婦（結婚等してから1年以内）
- 結婚等を予定しているカップル（1年以内に結婚等予定）



#### 【パスポートの交付申請方法】

- 利用申込ページ(ながの電子申請サービス)からお申込みができます。

パスポートの申請は  
こちらから



## 第3節 妊娠、出産及び子育ての支援

### 1 現状と課題

#### 1 妊娠・出産

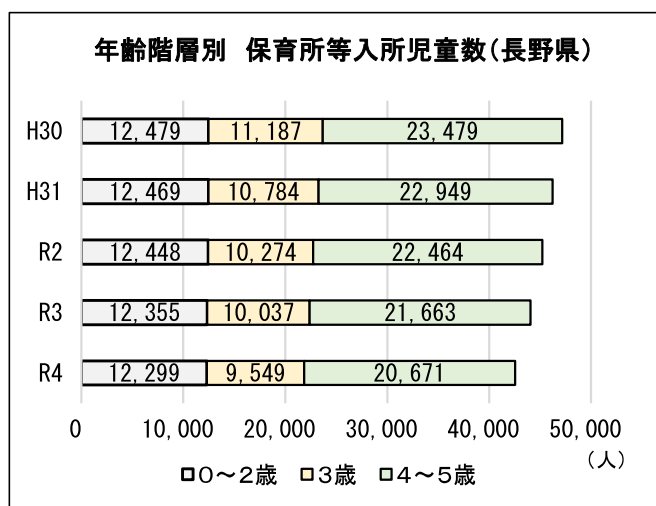
- 令和4年（2022年）4月から不妊治療が保険適用となり、治療内容の情報やその選択など、不妊・不育症に関する悩みは複雑化していることに加え、結婚や妊娠年齢の高年齢化が進んでいることから、相談や経済的支援に対するニーズが高まっています。
- 男女を問わず、性や妊娠に関する正しい知識を持ち、将来の妊娠のための健康管理に取り組むことができるよう、プレコンセプションケア<sup>※</sup>に関する情報提供や相談の体制整備が必要です。
- 産科・産婦人科を標榜する医療施設及び分娩取扱い施設の減少や産科医の絶対数の不足等により、周産期医療を担う医療機関の負担が増加しており、産科医の確保や圏域単位で産科医療体制の整備が必要です。
- 周産期死亡率、新生児死亡率及び乳児死亡率はともに低い水準で推移しており、この水準を維持していく必要があります。

#### 2 母子保健

- 乳幼児健診等の市町村母子保健事業について、全市町村が同水準のサービスを提供できるよう、均てん化及び質の維持向上を図る必要があります。

#### 3 保育

- 女性の就業率や3歳未満児の保育所入所率の増加により、一部の市で待機児童が発生しています。  
保育士の確保が重要であることから、保育士の安定的な確保、就業継続を図る必要があります。
- 育児休業からの復職などによる保育ニーズの拡大に対応するための3歳未満児保育の充実や、保護者が希望する場所で利用できる保育サービスの充実が必要です。
- 病児・病後児保育利用可能市町村数は増加していますが、市町村内のより細やかな地域的ニーズに対応する病児・病後児保育などの充実が必要です。
- 放課後の子どもの安全な居場所への需要も拡大していることから、利用ニーズに対応する放課後児童クラブ<sup>※</sup>の体制整備が必要です。



(こども・家庭課調)

#### 3歳未満児の保育所等の利用状況

(長野県)

|       | 利用人員     | 利用率   |
|-------|----------|-------|
| H30.4 | 12,479 人 | 27.6% |
| R4.4  | 12,299 人 | 31.8% |

福祉行政報告例

#### 3歳以上児の保育所等利用状況

(長野県)

|       | 利用人員     | 利用率   |
|-------|----------|-------|
| H30.4 | 34,666 人 | 72.1% |
| R4.4  | 30,220 人 | 69.9% |

福祉行政報告例

#### 保育所等利用状況(令和4年4月1日)

|                      | 長野県     | 全国         |
|----------------------|---------|------------|
| 保育所等利用<br>3歳以上児童数(a) | 30,220人 | 1,628,974人 |
| 3歳以上児童数(b)           | 43,261人 | 2,831,000人 |
| 保育所等利用率(a/b)         | 69.9%   | 57.5%      |

保育所等関連状況取りまとめ(厚生労働省)  
福祉行政報告例

#### 4 経済的不安感

- 多くの人が、子どもを希望しない理由、子どもを持たないかもしれないと思う理由として「子育てや教育にお金がかかり過ぎる」と感じています。

新型コロナウイルス感染症の影響により4割弱の方が出産に対して後ろ向きになり、その理由としても多くの方が経済的な不安感があることを回答しています。

このような状況を踏まえ、子育てに伴う経済負担の軽減や、仕事と子育ての両立等に重点的に取り組む必要があります。

#### 子ども1人当たり年間学校教育費

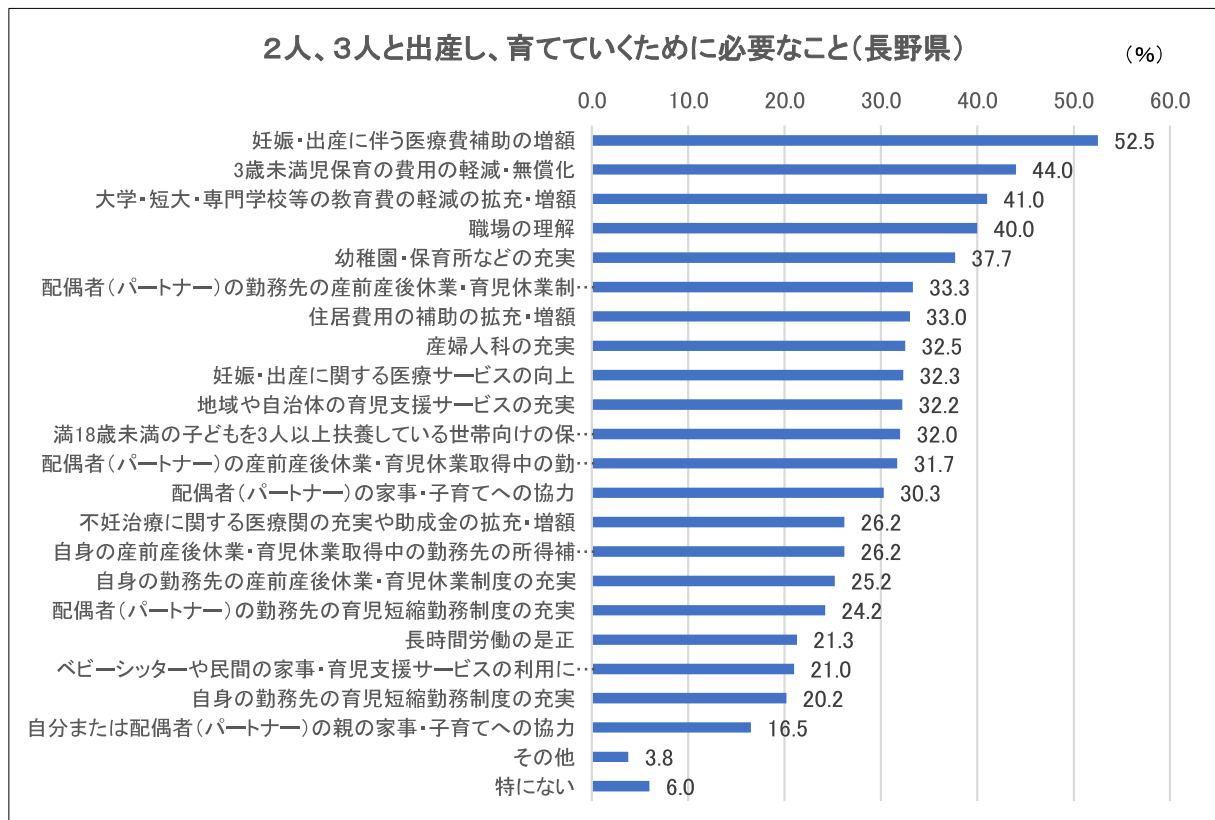
(円)

|       | 公立      | 私立        |
|-------|---------|-----------|
| 小学校   | 81,753  | 1,054,083 |
| 中学校   | 150,747 | 1,128,061 |
| 全日制高校 | 351,452 | 766,490   |

子供の学習費調査(文部科学省)

#### 5 孤立感

- 子育てに関する相談相手が「いない」と回答した割合は、一般家庭が3.4%に比べて困窮家庭では10.2%となっており、お金の援助を頼める人についても「いない」と回答した割合は、一般家庭が8.5%に比べて、困窮家庭で31.9%と高くなっています。



R6 長野県民の結婚・出産・子育てに関する意識調査(長野県)

## 2 施策の方向性

- 県民が安心して子どもを生み、育てることができるよう、妊娠、出産及び子育てに関する支援を切れ目なく行うとともに、市町村が行う母子保健サービス、保育サービス等の取組を支援します。
- 保育サービスの利用状況、生活状況等にかかわらず安心して子育てができるよう、家庭における保育及び生活に対する不安及び課題を抱える保護者に対し、必要な支援を行います。
- 県は、疾病、家庭環境等の理由により特別な支援及び配慮を要する子ども及び保護者並びに妊婦等に対し、必要な支援を行います。
- 妊娠・出産や子育てを希望する若者の気持ちに寄り添い、経済的・心理的な不安感を解消します。

## 3 施策の展開

### 1 妊娠・出産の支援

#### (1) 妊娠、出産及び子育てにおける切れ目のない支援体制の整備

- ・子育て世代包括支援センター\*と子ども家庭総合支援拠点\*を一体化したこども家庭センター\*の設置支援、児童家庭支援センター\*の機能拡充を図り、信州母子保健推進センター\*においても、保健・福祉両面で妊娠から子育てまでの不安に寄り添い、切れ目なく相談から支援までを担う包括的支援体制を全県で構築します。(保健・疾病対策課、児童相談・養育支援室)
- ・妊産婦や父親の心の悩みの解消に向けて、信州大学と連携した研修会の開催等により支援に当たる市町村保健師等の専門性向上に取り組みます。(保健・疾病対策課)

#### (2) 不妊、不育症への支援

- ・不妊の早期治療を支援するための「妊活検診\*」に対する助成を実施するとともに、不妊・不育症に関する悩みに対して「不妊・不育専門相談センター」による相談支援を引き続き実施します。(保健・疾病対策課)
- ・不妊治療の経済的負担を軽減するため、保険診療と併用可能な先進医療\*に関する本人負担分に対する助成を実施します。(保健・疾病対策課)

#### (3) 安心して出産できる体制整備

- ・Uターン、Iターンを希望する県外医師等の求職と病院の求人に関する医師無料職業紹介を実施し、医師の確保を図ります。(医師・看護人材確保対策課)
- ・将来、産科を志す臨床研修医及び産科の専門研修を受講する研修医を対象に研修資金を貸与し、産科医の確保を図ります。(医師・看護人材確保対策課)
- ・分娩を取り扱う産科医・助産師に対する分娩手当の支給を支援し、産科医等及び産科医療機関の確保を図ります。(医師・看護人材確保対策課)
- ・助産師が医師との協働による正常産の進行管理を自ら行うことができるように、必要な知識・技術を習得し、スキルアップを図るための研修会を実施します。(医師・看護人材確保対策課)
- ・「長野県周産期医療システム」により周産期医療に係る医師等の確保が困難な地域においても、医療の連携を図ることで対応できる体制を維持します。(保健・疾病対策課)
- ・病院勤務と開業の小児科医等が交代制で夜間の小児救急医療を提供する市町村等に対して

運営費を助成し、小児初期救急医療体制を維持します。（保健・疾病対策課）

- ・不妊・不育症等に関する検査及び治療費の助成を実施するとともに、その悩みに対して「不妊・不育専門相談センター」による相談支援を引き続き実施します。（保健・疾病対策課）

- ・職場環境改善アドバイザー※の企業訪問等により、妊娠・出産を理由とした離職防止のための両立支援制度や多様な働き方制度の導入支援等を実施し、誰もが生き活きと働くことができる職場環境づくりを推進します。（労働雇用課）

#### （４）母子保健水準の向上

- ・信州母子保健推進センター※及び保健福祉事務所を中心に、市町村における母子保健事業の質の維持・向上及び均てん化を図るため母子保健に関する研修会の開催や統計・分析及び専門的な助言を行います。（保健・疾病対策課）

- ・休日を含む夜間の子どもの急病等の際に家族への相談支援を行うため、小児救急電話相談（＃8000）体制の維持及び周知の徹底を図ります。（保健・疾病対策課）

## ２ 子育ての支援

### （１） ニーズに応じた保育の提供

- ・３歳未満児保育を少人数で行う小規模保育等の地域型保育事業の推進をし、待機児童が発生しやすい３歳未満児保育の充実を進めます。（こども・家庭課）

- ・安全で質の高い保育を確保するため、国基準以上に保育士を配置する私立保育所等を支援します。（こども・家庭課）

- ・保育施設や私立幼稚園等における園庭の芝生化の導入により、幼児期の運動量の増加や園庭の土埃抑制等、保育の質の向上を目指す各施設設置者の取組を支援してまいります。（こども・家庭課、県民の学び支援課）

- ・子育て家庭の一層の負担軽減を図る支援を国に提言するとともに、未就学児の子どもがいる子育て家庭の経済的な負担等の軽減を図るため、市町村と連携し「保育料軽減事業補助金」及び「子ども・子育て応援市町村交付金」により支援します。（こども・家庭課）

- ・保育所等を利用する子どもの安心安全を確保するため、送迎や登園における安全確保の取組を支援します。（こども・家庭課）

- ・小学生の放課後の安心安全な居場所を確保するため、放課後児童クラブ※の施設整備・運営を支援します。（こども・家庭課）

- ・放課後児童クラブ※に勤務する支援員の資質の向上を図るため、放課後児童支援員認定資格研修※を実施します。（こども・家庭課）

- ・放課後の子どもの居場所づくりを推進する市町村に助成を行うとともに、それに係る支援員等への研修会を開催します。（生涯学習課）

- ・幼稚園における時間外の預かり保育、子育て相談などの取組を支援します。（県民の学び支援課）

- ・「保育士・保育所支援センター※」を設置し、潜在保育士の復職支援の強化や、保育所に対する相談事業を拡充に取り組むことにより、県内保育所における保育士不足の解消及び待機児童ゼロを目指します。（こども・家庭課）

- ・保育所の設置者が、保育士の処遇改善に取り組む条件整備のため、保育士のキャリアアップ研修の充実を進めます。（こども・家庭課）

- ・保育士を目指す学生への修学費用の貸付や、復職する保育士への就職準備金の貸付等を充実し、保育士養成校卒業者の県内就職や保育士の復職の促進を図ります。（こども・家庭課）



- ・子育て支援に意欲ある人材を対象に研修を実施し、地域における子育て支援分野で活躍する人材を育成します。（こども・家庭課）
- ・病児・病後児保育事業などについて、その地域の実情に応じた取組が広がるよう、また、より身近な場所で子どもを預かれるよう支援します。（こども・家庭課）
- ・保護者や保育者の負担軽減に向けて、情報通信機器を活用した出欠連絡、情報発信など保育現場におけるＩＣＴ※活用を支援します。（こども・家庭課）
- ・子ども・子育て支援のための財源について、新たな税の創設等も含め、国・地方を通じた幅広い確保のあり方を検討します。（こども・家庭課）

## （２） 子どもの学びへの応援

### （義務教育費の負担軽減）

- ・市町村に対する情報提供・助言を通じ、新入学児童生徒学用品費等の前倒し支給等、就学援助制度※の改善・充実に取り組みます。（義務教育課）
- ・市町村等への情報提供等を通じ、学用品等のリユース※の仕組みづくりを促進します。（次世代サポート課、義務教育課）
- ・私立小中学校等に子どもが通学する世帯が、家計急変等による経済的理由により就学を断念しないよう、授業料への助成を行います。（県民の学び支援課）

### （義務教育費及び高校教育費の負担軽減）

- ・学校納入金の見直しに関する市町村、県立学校に対する情報提供・助言を行います。（義務教育課、高校教育課）
- ・保護者負担軽減のため、副教材の活用のあり方や修学旅行のあり方等について、見直すように各校に周知するとともに、好事例を共有します。（特別支援教育課）

### （高校教育費等の負担軽減）

- ・経済的負担を軽減する必要がある世帯の子どもの高校授業料に充てるため就学支援金※を交付し、高校教育の機会均等を実現します。また、中途退学者が再入学した場合も同様に支援金を交付し、学び直しを支援します。（高校教育課、県民の学び支援課）
- ・全ての高校生が経済的な事情に左右されずに安心して教育を受けられるよう、低所得世帯を対象に奨学給付金※を支給し、教材費、部活動費など授業料以外の教育費の負担軽減を図ります。（高校教育課、県民の学び支援課）
- ・私立高等学校等に子どもが通学する保護者負担の軽減を図るため、授業料や入学金への助成を行います。（県民の学び支援課）
- ・経済的理由により修学が困難な高校生に対して、奨学金や遠距離通学費を貸与し、高校修学を支援します。（高校教育課）
- ・高校定時制課程や通信制課程へ通う高校生の修学を奨励するため、修学奨励金貸与や教科書等購入費補助を行うとともに、夜間定時制高校夜食費の一部を負担します。（高校教育課、保健厚生課）
- ・通信制高校と連携して学習指導等を行う教育施設（サポート校等）を利用している低所得世帯の生徒に対して、利用料の一部を助成します。（次世代サポート課）

### （特別支援教育費の負担軽減）

- ・児童生徒の就学のために必要な経費の助成を行うとともに、家庭の経済的負担に配慮し、新たな学習指導要領に即した教育課程の実施に向けて、各県立学校で必要とする副教材等の

見直しに努めます。（特別支援教育課）

#### （高等教育費の負担軽減）

・児童養護施設への入所措置や里親への委託措置を受けた児童が経済的理由で大学進学等をあきらめることがないように、ルートイングループ寄附金等を活用した「飛び立て若者奨学金」により、入学一時金及び生活費を支援します。（こども・家庭課）

・経済的な理由により、私立専門学校への進学を断念しないよう、授業料等への支援を行います。（県民の学び支援課）

・長野県立大学、看護大学、須坂看護専門学校、信州木曾看護専門学校、福祉大学校、工科短期大学校、技術専門校、農業大学校、林業大学校など、県立の高等教育機関等において、低所得世帯等の教育費負担の軽減を図るため、授業料等の減免を行います。（県民の学び支援課、医療政策課、医師・看護人材確保対策課、地域福祉課、産業人材育成課、農業技術課、信州の木活用課）

#### （私立学校の教育費の負担軽減）

・私立学校が安定した経営環境のもと、特色ある教育を実践することができるよう、学校法人が設置する私立学校の運営に要する経費について、助成を行います。（県民の学び支援課）

#### （教育費の貸与）

・生活福祉資金※（教育支援資金）の無利子貸付けにより、生活困窮家庭の子どもの大学や高等学校等の修学を支援します。（地域福祉課）

#### （学びの環境の充実）

・市町村と県の協働による電子図書館「デジとしょ信州※」の運営により、居住地や家庭環境等にかかわらず自由に本にアクセスし、学ぶことができる環境の充実を図ります。（生涯学習課）

・子どもたちのコミュニケーション能力、創造力、他者理解や自己肯定感の向上のため、「アートの手法を活用した学び」を推進します。（文化振興課、学びの改革支援課）

### （３） その他の支援

・家事・育児等に対して不安等を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問し、相談や家事・育児等支援を実施する取組を支援します。（次世代サポート課、児童相談・養育支援室）

・「共働き・子育て」をできることが当たり前の社会の実現に向けて、家族だけでなく地域全体で育児と一緒に支え合う新たなネットワークの構築を検討します。（次世代サポート課、こども家庭課）

・子育て家庭と妊婦に割引など様々な優待サービスを提供する「ながの子育て家庭優待パスポート」の協賛店舗拡大を図るとともに、電子化により利便性を高め、社会全体で子育てを応援する気運を醸成します。（次世代サポート課）

・安心して医療を受けることができるよう、県と市町村が協調して、引き続き子ども医療費の自己負担軽減を図ります。（健康福祉政策課）

・居住支援協議会や関係団体等との連携により、住宅確保要配慮者（子育て世帯）の居住支援を推進します。（建築住宅課）

・子育て世帯や多子世帯の優先入居制度により、県営住宅への入居機会の拡大を図ります。（公営住宅室）

・対面キッチン、可動棚、ベビーカー置き場など、子育てしやすく、住みたくなる県営住宅の